

特集 1

新しい情報公開制度と個人情報保護制度が始まります。

新しい情報公開制度が始まります。

県では、県民の皆さんに県政への理解と信頼を深めていただくとともに、より開かれた県政を進めるため、平成十三年四月一日から新しい情報公開条例を施行することになりました。

県では、この新しい情報公開条例に基づき、県民の皆さんからの請求に応じて県が管理している行政文書を公開していくほか、県民の皆さんが県政に関する情報を迅速かつ正確に得られるよう、行政資料の提供や広報活動など、情報提供施策の充実を図っていきます。

1 行政文書の公開

県が管理している行政文書を県民の皆さんからの請求に応じて公開します。

請求できる人は？

どなたでも請求できます。

県の機関であれば、どこでも請求できますか？

これまでの知事、行政委員会（教育委員会など）、公営企業管理者に加え、公安委員会と警察本部長にも請求できます。（ただし、公安委員会と警察本部長については、条例公布の日〔平成十二年九月二十七日〕から二年以内の規則で定める日から実施します。）

請求できる文書は？

実施機関が管理している文書、図面のほかフロッピーディスクなどの電磁的記録（これ

らを行政文書といいます）です。

請求の方法は？

受付窓口（情報プラザ「県庁新館一階」、または各地域振興局総務部総務課など県の出先機関）で開示請求書もらい、必要事項を記入して提出してください。

受付窓口では、請求されたい行政文書の検索や特定を担当職員がお手伝いします。また、郵送やFAXによる請求もできます。

公開・非公開の決定は？

公開するかどうかの決定は、原則として、請求のあった日から十五日以内に行い、書面でお知らせします。

費用は？

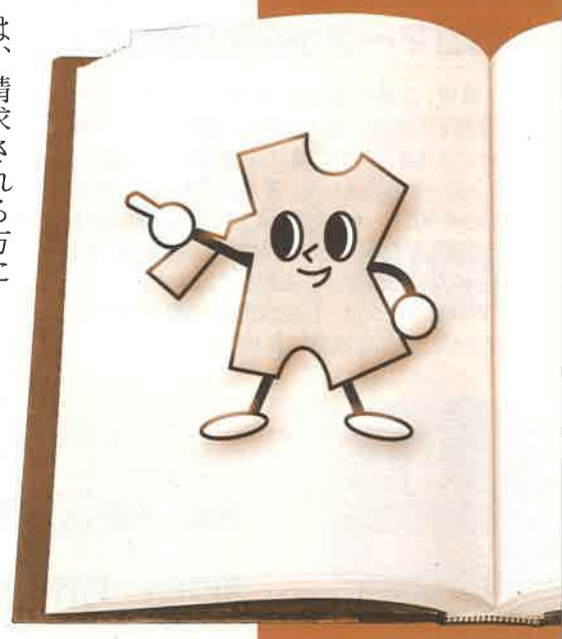
行政文書の閲覧は無料でできます。ただし、コピーの作成や郵送に要する費用

公開できない情報は？

請求があつた行政文書は、原則として公開しますが、個人に関する情報など六項目の情報公開することができません。

非公開の決定に不服があるときは？

公開できないとの決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、非公開の決定をした県の機関に対して不服申し立てをすることができます。



行政文書の公開の流れ



開示請求書の提出

請求者

請求書の送付

県の機関

行政文書の特定、公開・非公開決定

決定通知

請求者

①不服申立て (非公開の決定に不服があるとき)

非公開の決定をした県の機関

②しもん 諮問

③答申

情報公開審査会

公開の実施

閲覧写しの交付など (費用負担あり)